○農林水産省告示第二千二百四十五号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分三厘」を「年一分五厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千二百四十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分三厘」を「年一分五厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千二百四十七号

平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十二年十二月八日から適用することとしたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表補助金等の予算科目の欄中「六　農業所得向上新分野支援対策事業推進費補助金（青果物広域流通システム構築事業及び国産原材料サプライチェーン構築事業のうち地区推進事業に係るものに限る。）」を「六　農業所得向上新分野支援対策事業推進費補助金（青果物広域流通システム構築事業及び国産原材料サプライチェーン構築事業のうち地区推進事業に係るものに限る。）」に改め、「国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金」の下に「（農業所得向上新分野支援対策事業費補助金に限る。）」を加え、「農地等整備・保全推進事業費補助金」を「農地等整備・保全推進事業費補助金（地球環境総合対策推進事業費を除く。）」に改める。

○農林水産省告示第二千二百四十八号

平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十二年十二月八日から適用することとしたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表補助金等の予算科目の欄中「六　農業所得向上新分野支援対策事業推進費補助金（青果物広域流通システム構築事業及び国産原材料サプライチェーン構築事業のうち地区推進事業に係るものに限る。）」を「六　農業所得向上新分野支援対策事業推進費補助金（青果物広域流通システム構築事業及び国産原材料サプライチェーン構築事業のうち地区推進事業に係るものに限る。）」に改め、「国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金」の下に「（農業所得向上新分野支援対策事業費補助金に限る。）」を加え、「農地等整備・保全推進事業費補助金」を「農地等整備・保全推進事業費補助金（地球環境総合対策推進事業費を除く。）」に改める。

○経済産業省告示第二百七十号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十二月二十日

経済産業大臣　大畠　章宏

登録番号	氏名	登録番号	氏名
207862	稲邑　明也	209168	保住　文男
210374	小山内信幸	210530	荒岡　章
212607	中井　規之	213425	渋谷　一雅
214928	伊勢　圭税	300536	飯田　卓美
300949	舘　洋	408455	齋藤　佳久
408456	吉廣　祐	408457	吉木　節
408458	星崎　友洋	408459	滝口　泰司
408460	古川　健介	408461	関　雅臣
408462	吉村　守弘	408463	北脇恵理子
408464	岡田　一男	408465	久保　雅史

○国土交通省告示第千四百九十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	宮城県柴田郡村田町大字菅生字新堀一三番八から同県柴田郡村田町大字菅生字新堀一三番四まで	平成二十二年十二月二十一日〇時

○経済産業省告示第二百七十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十二年十二月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十二月二十日

経済産業大臣　大畠　章宏

（変更前）

登録番号	氏名
207780	入野　俊人
301151	濱田恵美子
400244	松下　慈
408194	竹本　恵子

（変更後）

登録番号	氏名
207780	秦　俊人
301151	小紫恵美子
400244	今福　慈
408194	和氣　恵子

○経済産業省告示第二百七十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十二月二十日

経済産業大臣　大畠　章宏

登録番号	氏名	登録番号	氏名
103361	竹下　正則	103986	武市　武
403177	新西　哲也	403178	伏見　安弘
403201	梅下　直也	403221	花村　剛
403242	島田　寿彦	403265	田島　光也
403272	川上　稔広	403282	角南　則幸
403299	山本　健	403305	山口　真人